

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月14日
【会社名】	株式会社リンクバル
【英訳名】	L I N K B A L I N C .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉弘 和正
【本店の所在の場所】	東京都中央区入船二丁目1番1号
【電話番号】	03-6222-6827
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営管理本部 本部長 馬場 博明
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区入船二丁目1番1号
【電話番号】	03-6222-6827
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営管理本部 本部長 馬場 博明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	<p>(第1回新株予約権)</p> <p>その他の者に対する割当 26,000円</p> <p>新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額</p> <p style="text-align: right;">62,192,000円</p> <p>(第2回新株予約権)</p> <p>その他の者に対する割当 4,500円</p> <p>新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額</p> <p style="text-align: right;">10,764,000円</p> <p>(第3回新株予約権)</p> <p>その他の者に対する割当 3,000円</p> <p>新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額</p> <p style="text-align: right;">7,176,000円</p> <p>(第4回新株予約権)</p> <p>その他の者に対する割当 69,000円</p> <p>新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額</p> <p style="text-align: right;">165,048,000円</p> <p>(第5回新株予約権)</p> <p>その他の者に対する割当 35,500円</p> <p>新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額</p> <p style="text-align: right;">84,916,000円</p> <p>(第6回新株予約権)</p> <p>その他の者に対する割当 18,000円</p> <p>新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額</p> <p style="text-align: right;">43,056,000円</p> <p>(注) 1. 本募集は本届出書提出日に開催された当社取締役会決議に基づき、インセンティブの付与を目的として、新株予約権を発行するものであります。</p> <p>2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。</p>

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年2月13日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、一部訂正すべき事項がありますので、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

表紙

届出の対象とした募集金額

第一部 証券情報

第1 募集要項

7 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付して表示しております。

【表紙】

(訂正前)

【届出の対象とした募集金額】

(第1回新株予約権)
その他の者に対する割当 26,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
62,166,000円

(第2回新株予約権)
その他の者に対する割当 4,500円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
10,759,500円

(第3回新株予約権)
その他の者に対する割当 3,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
7,173,000円

(第4回新株予約権)
その他の者に対する割当 69,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
164,979,000円

(第5回新株予約権)
その他の者に対する割当 35,500円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
84,880,500円

(第6回新株予約権)
その他の者に対する割当 18,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
43,038,000円

- (注) 1. 本募集は本届出書提出日に開催された当社取締役会決議に基づき、インセンティブの付与を目的として、新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

(訂正後)

【届出の対象とした募集金額】

(第1回新株予約権)
その他の者に対する割当 26,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
62,192,000円

(第2回新株予約権)
その他の者に対する割当 4,500円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
10,764,000円

(第3回新株予約権)
その他の者に対する割当 3,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
7,176,000円

(第4回新株予約権)
その他の者に対する割当 69,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
165,048,000円

(第5回新株予約権)
その他の者に対する割当 35,500円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
84,916,000円

(第6回新株予約権)
その他の者に対する割当 18,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
43,056,000円

- (注) 1. 本募集は本届出書提出日に開催された当社取締役会決議に基づき、インセンティブの付与を目的として、新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

7【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
373,152,000	14,000,000	359,152,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本第1回新株予約権、本第2回新株予約権、本第3回新株予約権、本第4回新株予約権、本第5回新株予約権及び本第6回新株予約権（以下、「本新株予約権」と総称します。）の発行価額の総額（156,000円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（372,996,000円）を合算した金額であります。各金額の内訳は以下のとおりです。

	発行に際して払い込まれる金額の総額	行使に際して払い込まれる金額の合計額
第1回新株予約権	26,000円	<u>62,166,000円</u>
第2回新株予約権	4,500円	<u>10,759,500円</u>
第3回新株予約権	3,000円	<u>7,173,000円</u>
第4回新株予約権	69,000円	<u>164,979,000円</u>
第5回新株予約権	35,500円	<u>84,880,500円</u>
第6回新株予約権	18,000円	<u>43,038,000円</u>
合計	156,000円	<u>372,996,000円</u>

- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 発行諸費用の概算額は、新株予約権の価額算定費用、インセンティブ制度・人事評価制度設計に係るコンサルティング費用等の合計額であります。
- 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2)略

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
373,152,000	14,000,000	359,152,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本第1回新株予約権、本第2回新株予約権、本第3回新株予約権、本第4回新株予約権、本第5回新株予約権及び本第6回新株予約権(以下、「本新株予約権」と総称します。)の発行価額の総額(156,000円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(372,996,000円)を合算した金額であります。各金額の内訳は以下のとおりです。

	発行に際して払い込まれる金額の総額	行使に際して払い込まれる金額の合計額
第1回新株予約権	26,000円	<u>62,192,000円</u>
第2回新株予約権	4,500円	<u>10,764,500円</u>
第3回新株予約権	3,000円	<u>7,176,000円</u>
第4回新株予約権	69,000円	<u>165,048,000円</u>
第5回新株予約権	35,500円	<u>84,916,500円</u>
第6回新株予約権	18,000円	<u>43,056,000円</u>
合計	156,000円	373,152,000円

- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 発行諸費用の概算額は、新株予約権の価額算定費用、インセンティブ制度・人事評価制度設計に係るコンサルティング費用等の合計額であります。
- 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2)略